

川崎市立中学校における学校給食費の取扱い等に関する要綱

平成 27 年 4 月 1 日

27 川教給第 4 号

最終改正 平成 28 年 4 月 1 日

28 川教給第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市の設置する中学校（以下「市立中学校」という。）において学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下本条において「法」という。）第 4 条の規定に基づき実施する学校給食（法第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）に係る学校給食費（法第 11 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第 2 条 市立中学校の校長は、当該市立中学校に在学するすべての生徒（夜間学級に在学する生徒を除く。以下同じ。）に対し、学校給食を実施するものとする。

2 前項の規定により実施する学校給食は、完全給食（学校給食法施行規則（昭和 29 年文部省令第 24 号）第 1 条第 2 項に規定する完全給食をいう。）とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市立中学校の校長は、当該市立中学校に在学する生徒（以下「対象生徒」という。）のうち次に掲げる者について、学校給食の全部若しくは一部（飲用牛乳（直接飲用に供する目的で販売されている牛乳をいう。以下同じ。）の提供に限る。）を停止し、又は除去食（食物アレルギーの原因食品（卵、小麦、そば、落花生、乳、えび及びかにに限る。）を除いて調理する食事をいう。以下同じ。）による学校給食を実施することができる。

(1) 食物アレルギー等の事由により、学校給食の全部又は一部を受け
ることができない者

(2) 病気、事故その他の事由により、学校給食を受けることができない者

(3) その他市立中学校の校長が、学校給食を受けることが適当でないと認める者

(学校給食の申込み等)

第3条 対象生徒に学校給食を受けさせようとする当該対象生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）（以下「対象保護者」という。）は、対象校長及び公益財団法人川崎市学校給食会（以下「給食会」という。）に、学校給食の実施について、対象校長が指定する日までに申込みを行うものとする。この場合における申込みは、対象生徒ごとに、学校給食申込書（第1号様式）その他当該対象生徒が在学する市立中学校の校長（以下「対象校長」という。）が指定する書類を、対象校長に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により対象校長が対象保護者から学校給食申込書の提出を受けた場合は、当該提出をもって、対象保護者から給食会に、学校給食申込書の提出があったものとみなし、対象校長は、当該学校給食申込書の写しを、速やかに給食会へ交付するものとする。

3 第1項の規定により学校給食申込書を提出した対象保護者は、当該申込書の記載事項（学校名、学年及びクラス名を除く。）に変更があった場合は、速やかに、学校給食申込書記載事項変更届（第2号様式）を、対象校長及び対象校長を経由して給食会に提出するものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による提出があった場合について準用する。

(学校給食の全部又は一部の停止等)

第4条 対象生徒の学校給食の全部若しくは一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止させ、又は対象生徒に除去食による学校給食を受けさせようとする対象保護者は、学校給食停止・再開願（第3号様式）その他対象校長が指定する書類を、対象校長が指定する日までに、対象校長へ提出し、対象校長の承認を受けるものとする。

2 対象校長は、前項の承認を行ったときは、学校給食の全部若しくは一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止する日又は除去食による学校給

食を開始する日の6日前（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）までに、給食会が定める方法により、給食会に給食物資の発注の停止又は変更の届出を行うものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

(1) 第1項の規定に基づき学校給食の全部又は一部（飲用牛乳の提供に限る。）が停止されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、全部の実施に変更する場合

(2) 第1項の規定に基づき学校給食の全部又は一部（飲用牛乳の提供に限る。）が停止されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、同項の規定に基づき、一部（飲用牛乳の提供に限る。）又は全部の停止に変更する場合

(3) 第1項の規定に基づき除去食が提供されている対象生徒の学校給食を通常食に変更する場合
(学校給食の基準実施回数)

第5条 学校給食費の額の算定に当たっては、学校給食の実施回数は、**1年度166回**を基準とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象校長は、学校運営上の都合等により必要があると認めるときは、前項の基準に満たない回数により学校給食を実施することができる。この場合において、学校給食費の額の減額は、行わないものとする。
(学校給食費の額等)

第6条 学校給食費は、対象生徒1人当たり**年額48,400円**とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部又は一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止する場合の学校給食費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 学校給食の全部を停止する場合 対象生徒1人当たり年額零円

(2) 学校給食の一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止する場合 対象生徒1人当たり**年額39,930円**

(学校給食費の納入)

第7条 対象保護者は、前条に定める対象生徒1人当たりの学校給食費の年額を11で除して得た額(以下「月額」という。)を、毎月(8月を除く。)末日(同日が金融機関等の休業日であるときは、その翌営業日。以下「納期限」という。)までに、原則として口座振替又は対象校長が指定する口座への振込の方法により、対象校長を経由して給食会に納入するものとする。ただし、4月分の月額の学校給食費の納期限は翌々月末日までとし、5月分の月額の学校給食費の納期限は翌月末日までとする。

2 前項に規定する学校給食費の月額は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の全部を実施する場合 対象生徒1人当たり **月額 4,400 円**

(2) 第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部を停止する場合 対象生徒1人当たり月額零円

(3) 第4条第1項の規定に基づき学校給食の一部(飲用牛乳の提供に限る。)を停止する場合 対象生徒1人当たり **月額 3,630 円**

3 前2項の場合において、8月の学校給食費は、対象生徒1人当たり月額零円とする。

4 第1項の場合において、月の途中において市立中学校間の転出入がある生徒の当該月以後の月額の学校給食費は、原則として、当該生徒が転入する市立中学校の校長を経由して給食会へ納入するものとする。この場合において、当該生徒が転出する市立中学校の校長は、当該生徒が転入する市立中学校の校長に、当該生徒の当該月に係る学校給食の実施状況について、連絡するものとする。

5 学校給食の全部が実施されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、第4条第1項の規定に基づき全部又は一部(飲用牛乳の提供に限る。)の停止に変更する場合及び同項の規定に基づき学校給食の全部又は一部(飲用牛乳の提供に限る。)が停止されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、全部の実施に変更する場合の変更日の属する月以後の月額の学校給食費は、第2項第1号に定める額とする。

6 第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部又は一部（飲用牛乳の提供に限る。）が停止されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、同項の規定に基づき、一部（飲用牛乳の提供に限る。）又は全部の停止に変更する場合の変更日の属する月以後の月額为学校給食費は、第2項第3号に定める額とする。

7 第1項の場合において、対象保護者から対象校長へ送金するための振替又は振込に係る手数料は、保護者の負担とする。

8 第1項の場合において、対象校長から給食会へ送金するための振替又は振込に係る手数料は、給食会の負担とする。

（年度の途中の転出入等の事由による学校給食費の取扱い）

第8条 対象保護者は、市立中学校以外の中学校からの転入等の事由により、年度の途中から学校給食が開始されることとなる場合は、当該学校給食の開始日が属する月以後の月額为学校給食費を納入するものとする。

2 対象保護者は、市立中学校から市立中学校以外の中学校への転出等の事由により、年度の途中で学校給食が実施されなくなることとなる場合は、当該学校給食の最終日が属する月までの月額为学校給食費を納入するものとする。

（学校給食費未納整理簿）

第9条 対象校長は、第7条第1項に規定する納期限までに学校給食費の納入がない場合は、当該納期限までに学校給食費の納入がない保護者（以下「未納者」という。）について、学校給食費未納整理簿（第4号様式）を作成し、次に掲げる事項を記載するとともに、給食会に対し、速やかに当該整理簿の写しを交付するものとする。

（1）未納者の氏名及び住所

（2）対象生徒の学校名、学年、クラス名、氏名及び住所

（3）未納月及び納入がなかった学校給食費（以下「未納金」という。）の額

（4）督促の経過

（5）生活保護制度、就学援助制度等に係る申請、認定等の状況

(6) その他対象校長が必要と認める事項

(督促)

第10条 給食会は、未納者に対し、第7条第1項に規定する納期限後、対象校長を経由して、未納金の納入を督促することができるものとする。

2 前項の規定による督促において指定する納期限は、当該督促状を発する日から起算して10日以内とする。

3 第1項の規定による督促は、第7条第1項に規定する納期限以後2年以内に行うものとする。

(催告等)

第11条 給食会は、前条第1項の規定による督促によっても、なお未納金の納入がない未納者に対し、内容証明郵便により、未納金の納入を催告することができるものとする。

2 前項の規定による催告において指定する納期限は、当該催告書を発する日から起算して10日以内とする。

3 第1項の規定による催告は、第7条第1項に規定する納期限以後2年以内に行うものとする。

4 給食会は、第1項の規定による催告によっても、なお未納金の納入がない未納者に対し、当該催告を行った日以後6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立てその他の必要な法的措置をとることができるものとする。

(学校給食費の遅延損害金)

第12条 給食会は、第7条第1項に規定する納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納金に年5%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を、未納者から徴収することができるものとする。

2 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とするものとする。

(遅延損害金の減免)

第13条 給食会は、未納者が未納金を第7条第1項に規定する納期限までに納入しなかったことについて、次に掲げるやむを得ない理由があると認められる場合は、前条第1項の遅延損害金を減免することができるものとする。

- (1) 未納者がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- (2) 未納者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること。
- (3) 未納者又はその者と生計を同じくする者が疾病にかかり、又は死亡したこと。
- (4) 未納者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 未納者が失職等をしたこと。
- (6) その他給食会が減免の必要があると特に認めた理由

(未納金等に係る債権の放棄)

第14条 給食会は、未納金について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、未納金及びこれに係る遅延損害金は、放棄することができるものとする。ただし、未納金について、未納者ととともに債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、その者について次に掲げる事由がないときは、この限りでない。

- (1) 未納金について時効の援用があり、消滅時効が完成したこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により未納者が未納金につきその責任を免れたこと。
- (3) その他給食会が債権を放棄する必要があると特に認めた理由

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（平成27年4月1日27川教給第4号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に川崎市立東橋中学校において実施する学校給食及び平成 29 年 1 月 1 日以後に川崎市立犬蔵中学校、川崎市立中野島中学校及び川崎市立はるひ野中学校において実施する学校給食について適用する。

附 則（平成 27 年 6 月 11 日 27 川教給第 52 号）

（施行期日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 28 川教給第 33 号）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱第 5 条から第 7 条までの規定は、施行日以後に実施する学校給食に係る実施回数、学校給食費及び納期限について適用し、同日前に実施した学校給食に係る実施回数、学校給食費及び納期限については、なお従前の例による。

学 校 給 食 申 込 書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市立 中学校長
公益財団法人 川崎市学校給食会理事長

申込者 (保護者)	氏 名	印		
	住 所	郵便番号	—	
	電話番号	—	—	(携帯 — —)
生徒氏名		学年・組・ 出席番号	年 組 番	

私は、「川崎市立中学校における学校給食費の取扱い等に関する要綱」(裏面参照)を了承し、学校給食の提供について申し込みます。

- ※ 本申込書を学校が指定する期日までに、学級担任に提出してください。
- ※ 本申込書の提出により、在籍する学校において、卒業までの間、学校給食を提供します。
- ※ 兄弟姉妹で申し込む場合は、お1人ずつ別々の申込書にご記入ください。
- ※ 食物アレルギー等の理由により学校給食の全部若しくは一部の停止又は除去食の提供を希望する場合及び停止された学校給食の再開等を希望する場合は、学校との協議及び校長の承認が必要となりますので、別途事前にお申し出ください。
- ※ 学校給食費を滞納した場合は、公益財団法人川崎市学校給食会により、支払督促等の法的措置がとられることがあります。
- ※ 本申込書に記載された個人情報は、川崎市及び公益財団法人川崎市学校給食会において、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に基づき適正に取り扱います。

川崎市立中学校における学校給食費の取扱いに関する要綱

平成27年4月1日
27年教給第1号
27年教給第11号
27年教給第52号

(趣旨) 1 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
2 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
3 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。

1 月校当食費納入による生のに係る給食費(以下「給食費」という)は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
2 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
3 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。

1 月校当食費納入による生のに係る給食費(以下「給食費」という)は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
2 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
3 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。

1 月校当食費納入による生のに係る給食費(以下「給食費」という)は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
2 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
3 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。

1 月校当食費納入による生のに係る給食費(以下「給食費」という)は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
2 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。
3 本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱は、本市に於ける学校給食費の取扱いに関する要綱として制定する。

第2号様式（第3条関係）

学 校 給 食 申 込 書 記 載 事 項 変 更 届

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市立 中学校長
公益財団法人 川崎市学校給食会理事長

申込者 (保護者)	氏 名	印		
	住 所	郵便番号	—	
	電話番号	—	—	(携帯 — —)
生徒氏名		学年・組・ 出席番号		年 組 番

学校給食申込書の記載事項に変更がありましたので、川崎市立中学校における学校給食費の取扱い等に関する要綱第3条第3項の規定により届け出ます。

記載事項の変更箇所のみご記入ください。(該当する□にチェックをお願いします。)

<input type="checkbox"/> 旧保護者氏名	
<input type="checkbox"/> 旧保護者住所	郵便番号 — 川崎市
<input type="checkbox"/> 旧保護者電話番号	— — (携帯 — —)
<input type="checkbox"/> 旧生徒氏名	

※ 本変更届は、学級担任に提出してください。

※ 兄弟姉妹で届け出る場合は、お1人ずつ別々の変更届にご記入ください。

※ 本変更届に記載された個人情報は、川崎市及び公益財団法人川崎市学校給食会において、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に基づき適正に取り扱います。

第3号様式（第4条関係）

学 校 給 食 停 止 ・ 再 開 願

平成 年 月 日

（あて先） 川崎市立 中学校長
公益財団法人 川崎市学校給食会理事長

申込者 (保護者)	氏 名	印		
	住 所	郵便番号	—	
	電話番号	—	—	(携帯 — —)
生徒氏名		学年・組・ 出席番号		年 組 番

該当する番号に○印を記入してください。

1. 学校給食の全部の停止を希望します。
2. 学校給食の一部の停止（飲用牛乳のみの停止）を希望します。
3. 除去食の提供を希望します。
4. 学校給食の全部の再開を希望します。
5. 学校給食の一部の再開（飲用牛乳のみの停止）を希望します。
6. 通常食の再開を希望します。

停止日又は再開日	理由
平成 年 月 日から	

- ※ 本停止再開願を学校が指定する期日までに、学級担任に提出してください。
- ※ 兄弟姉妹で願い出る場合は、お1人ずつ別々の停止再開願にご記入ください。
- ※ 食物アレルギー等の理由により学校給食の全部若しくは一部の停止又は除去食の提供を希望する場合及び停止された学校給食の再開等を希望する場合は、学校との協議及び校長の承認が必要となります。
- ※ 学校給食費を滞納した場合は、公益財団法人川崎市学校給食会により、支払督促等の法的措置がとられることがあります。
- ※ 本停止再開願に記載された個人情報は、川崎市及び公益財団法人川崎市学校給食会において、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に基づき適正に取り扱います。

学校給食費滞納記録簿 個票

No. _____

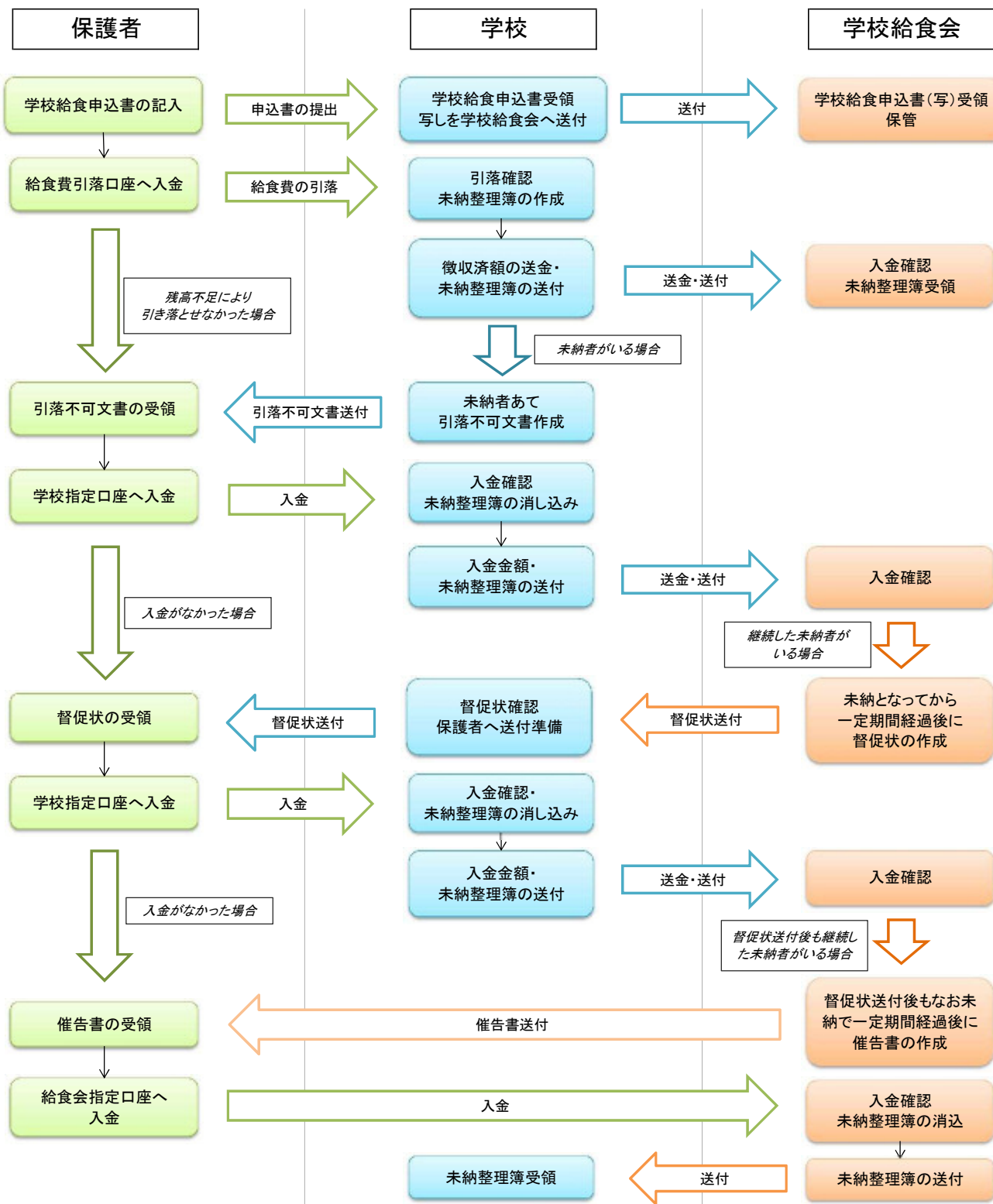
番号	一	中学校名			
生徒名			生年月日(学年)	年 月 日生 (年 組)	
保護者名	名前	住所	電話番号	勤務先	電話番号
入学年月日					
転出先学校名					
転入元学校名					
転出年月日					
転入年月日					
制度の利用状況 1. 生活保護 2. 就学援助 3. 制度を利用していない					
滞納理由					

納期限	滞納額	累計額	督促状発送日(1回目) 督促状(1回目)納期限	督促状発送日(2回目) 督促状(2回目)納期限	督促状発送日(3回目) 督促状(3回目)納期限	催告状発送日 催告状納期限	処理てん末
1 平成 年 月 日	円	円					
2 平成 年 月 日	円	円					
3 平成 年 月 日	円	円					
4 平成 年 月 日	円	円					
5 平成 年 月 日	円	円					
6 平成 年 月 日	円	円					
7 平成 年 月 日	円	円					
8 平成 年 月 日	円	円					
9 平成 年 月 日	円	円					
10 平成 年 月 日	円	円					
11 平成 年 月 日	円	円					

給食費について

- ・1食単価 290円程度
- ・年間実施回数により年額を算出し、11月で割り返し月額を設定
参考 東橘中試行額等(平成28年度)
年額 48,400円(牛乳代を含む) 月額 4,400円
実施回数 166回
- ・学校徴収金と同じく、口座振替により徴収
- ・「学校給食申込書」をあらかじめ提出

給食費徴収の流れ(案)

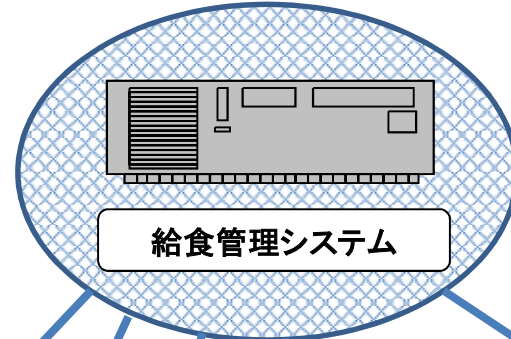


新・川崎市学校給食会給食管理システムの概要

新・川崎市学校給食会給食管理システムについて

給食の提供を行うにあたり、献立の決定、給食の実施日、食数の管理、食材の発注・支払等を連携して行う必要がある。現在は、それぞれ学校や教育委員会、及び学校給食会において業務を行っており、連携に必要な情報は、主に紙データでのやり取りを行いデータの再入力等を行っている。これを川崎市計画配置PC等からインターネットを介してアクセスするシステムで総合的に管理することにより、情報の一元化およびデータの再入力による負担の軽減、ヒューマンエラーの防止、情報の即時反映が可能となる。

中学校の作業としては、主に食数の管理をシステムで行い、栄養士配置校では献立作成等も行う。



・太字の項目
今まで紙ベースで対応していた業務について新たにシステムで対応する業務

給食会配置PCよりアクセス

給食会の作業

・食数・食材量等の学校等が変更した内容の確認作業

- ・献立及び入力食数等による必要食材及び量の入札関連作業
- ・必要食材及び量の発注・納品関連業務
- ・必要食材及び量の支払関連業務
- ・etc...

川崎市計画配置PCよりアクセス
(献立作成時は、教育用PC(ケインズPC)からのアクセスも可)

教育委員会の作業

- ・給食カレンダー登録
- ・献立変更・決定登録

学校の作業

- ・食数・牛乳必要数(クラス単位)の登録
- ・行事予定による食数・牛乳必要数の変更入力
- 栄養士配置校は上記作業に加えて
- ・予定食材量の変更入力
- ・献立入力・作成等

学校給食センターの作業

- ・予定食材量の変更入力
- ・献立入力
- ・アレルギー生徒関連情報入力
- ・クラス単位の食数情報の出力
- ・アレルギー生徒関連情報出力

主なスケジュール

- 平成27年10月 システム開発
- 28年 9月 仮稼働
※東橋中, 犬蔵中, 中野島中, はるひ野中では本運用
- 29年 4月 小学校113校、中学校52校
特別支援4校で本稼働



川崎市立中学校完全給食実施の手引き (内部検討案 280425ver)

平成 28 年 月 日

川崎市教育委員会事務局

第1章 中学校給食の目的・目標

第2章 中学校給食の運営と組織

第3章 中学校給食を活用した食育の推進

第4章 中学校給食における栄養管理

第5章 中学校給食における食物アレルギー対応

第6章 中学校給食における衛生管理

第7章 中学校給食における危機管理

第8章 中学校給食における会計事務

第9章 中学校給食における物資管理

第10章 中学校給食における配膳員の業務